

天栄村 令和6年度 定期予防接種のお知らせ

*対象年齢について……「未満」とは、誕生日の前日までをいいます。

ワクチン名	種別	接種回数	対象年齢	接種間隔	望ましい接種時期	
ロタウイルス ※どちらかを接種します。	ロタリックス(1価)	2回	生後6週0日～24週0日まで	27日以上の間隔をおいて2回接種します ※1回目は生後6週0日～14週6日までの間に接種します	1回目の接種は、生後2か月～生後14週6日(約3か月10日)まで	
	ロタテック(5価)	3回	生後6週0日～32週0日まで	27日以上の間隔をおいて3回接種します ※1回目は生後6週0日～14週6日までの間に接種します		
B型肝炎	—	3回	1歳未満	27日以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から139日以上の間隔をおいて3回目を接種します	1回目:生後2か月 2回目:生後3か月 3回目:生後7～9か月	
ヒブ ※1回目の接種開始月齢により、①～③のとおりに接種回数異なります。 ※すでにヒブを接種済みの場合のみ対象となります。	① 初回:3回 追加:1回	3回	生後2か月～5歳未満	接種開始が生後2か月～7か月未満 初回:27日以上(医師が必要と認めた場合は20日以上)の間隔をおいて3回接種します ※27日(医師が必要と認めた場合20日)から56日までの間隔をおいて接種することが望ましいです。 ※1歳までに3回の接種を終了します。初回接種途中で1歳に達した場合は追加接種に移ります。 この場合の追加接種は、初回最後の接種から27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上の間隔をおけば接種できます。 追加:初回接種3回目終了後7か月以上の間隔をおいて1回接種します	初回接種開始は生後2か月～7か月未満 追加接種は初回接種終了から7か月～13か月後	
	② 初回:2回 追加:1回			接種開始が生後7か月～1歳未満 初回:27日以上(医師が必要と認めた場合は20日以上)の間隔をおいて2回接種します ※27日(医師が必要と認めた場合20日)から56日までの間隔をおいて接種することが望ましいです。 ※1歳までに2回の接種を終了します。初回接種途中で1歳に達した場合は追加接種に移ります。 この場合の追加接種は、初回最後の接種から27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上の間隔をおけば接種できます。 追加:初回接種2回目終了後7か月以上の間隔をおいて1回接種します		
	③ 1回のみ			接種開始が1歳～5歳未満 1回のみ接種します(追加接種はありません)		
小児の肺炎球菌 ※1回目の接種開始月齢により、①～④のとおりに接種回数異なります。	① 初回:3回 追加:1回	3回	生後2か月～5歳未満	接種開始が生後2か月～7か月未満 初回:27日以上の間隔をおいて3回接種します ※1歳までに2回目を接種します。2回目の接種が1歳を超えた場合、3回目は接種せず追加接種に移ります。 ※2歳までに3回の接種を終了します。初回接種途中で2歳に達した場合は追加接種に移ります。 追加:1歳に達した後、初回接種3回目終了後60日以上の間隔をおいて1回接種します	初回接種開始は生後2か月～7か月未満 追加接種は初回接種終了から60日以上の間隔をおいて1歳～1歳3か月未満	
	② 初回:2回 追加:1回			接種開始が生後7か月～1歳未満 初回:27日以上の間隔をおいて2回接種します ※2歳までに2回の接種を終了します。初回接種途中で2歳に達した場合は追加接種に移ります。 追加:1歳に達した後、初回接種2回目終了後60日以上の間隔をおいて1回接種します		
	③ 2回			接種開始が1歳～2歳未満 60日以上の間隔をおいて2回接種します(追加接種はありません)		
	④ 1回のみ			接種開始が2歳～5歳未満 1回のみ接種します(追加接種はありません)		
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) ※四種混合・ヒブを未接種の方に限ります。	1期初回	3回	生後2か月～7歳6か月未満	20日以上の間隔をおいて3回接種します ※20～56日の間隔をおいて接種することが望ましいです。	初回接種開始は生後2か月～7か月未満	
	1期追加	1回		1期初回接種3回目終了後、6か月以上の間隔をおいて1回接種します	初回接種終了から6か月～18か月後	
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) ※すでに四種混合を接種済みの場合のみ対象となります。	1期初回	3回	生後2か月～7歳6か月未満	20日以上の間隔をおいて3回接種します ※20～56日の間隔をおいて接種することが望ましいです。	生後2か月～1歳	
	1期追加	1回		1期初回接種3回目終了後、6か月以上の間隔をおいて1回接種します	初回接種終了から12か月～18か月後	
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	1回	11歳～13歳未満	1回接種 ※混合接種の第1期接種が不十分な方は、任意(自費)で不足分を接種することを検討してください。(予診票は、11歳を迎える月の月末ごろに送付しています。)	11歳	
B C G	—	1回	1歳未満	1回接種	生後5か月～8か月	
麻しん風しん混合(MR)	1期	1回	1歳～2歳未満	1回接種 ※令和6年度は平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方が対象です。	1歳になったらすぐに	
	2期	1回	小学校就学前の1年間		4月～6月頃	
水痘(水ぼうそう)	—	2回	1歳～3歳未満	3か月以上(標準的には6か月～12か月)の間隔をおいて2回接種します ※過去に水ぼうそうにかかったことが明らかでない人は、対象外となります。	MR1期接種後早めの時期 1回目:1歳～1歳3か月未満 2回目:1回目の接種後6か月～12か月後	
日本脳炎 ※1 特例措置あり	1期初回	2回	生後6か月～7歳6か月未満	6日以上(標準的には6日～28日)の間隔をあけて2回接種します	3歳	
	1期追加	1回		1期初回2回目接種後、6か月以上(標準的にはおおむね1年)の間隔をおいて1回接種します	4歳	
	2期	1回	9歳～13歳未満	1回接種 ※日本脳炎の第1期接種が不十分な方は、任意(自費)で不足分を接種することを検討してください。(予診票は、9歳を迎える月の月末ごろに送付しています。)	9歳	
子宮頸がん予防(HPV) ※いずれかを接種します。 ※2 特例措置あり	サーバリックス(2価)	3回	小学6年生～高校1年生 相当年齢の女子 (平成20年4月2日～平成25年4月1日生)	2回目:1か月以上の間隔をおいて接種します 3回目:1回目から6か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて接種します ※上記の間隔で接種できない場合、1か月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて3回目を接種します。	中学1年生	
	ガーダシル(4価)			2回目:2か月以上の間隔をおいて接種します 3回目:1回目から6か月以上かつ2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて接種します ※上記の間隔で接種できない場合、1か月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて3回目を接種します。		
	シルガード9(9価)			2回		①初回接種を14歳までに受ける場合:6か月以上の間隔をおいて2回接種します ※上記の間隔で接種できない場合、少なくとも5か月以上の間隔をおいて2回接種します。 5か月未満である場合、3回目の接種が必要となります。
				3回		②初回接種が15歳以上の場合:2か月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から6か月以上かつ2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて3回目を接種します ※上記の間隔で接種できない場合、1か月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて3回目を接種します。

※1 日本脳炎の予防接種には特例措置があります。

平成17年度からの積極的な勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逃したお子さんに対し、次のとおり特例措置が講じられています。

接種を希望される人は、予防接種予診票の交付手続きが必要となります。母子健康手帳を必ずお持ちのうえ、担当課までお越しください。

特例措置による対象者	平成16年4月2日～平成19年4月1日生で20歳未満の人
特例措置の内容	1期初回(2回接種)、1期追加(1回接種)及び2期(1回接種)の接種が終わっていない方は、20歳の誕生日の前日まで無料で予防接種を受けることができます。

※2 子宮頸がんの予防接種には特例措置があります。

平成25年度からの積極的な勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逃したお子さんに対し、次のとおり特例措置が講じられています。

対象者の方へ個別通知にて予診票を送付しています。転入した方・予診票を紛失した方は、母子健康手帳を必ずお持ちのうえ、担当課までお越しください。

特例措置による対象者	平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性
特例措置期間	令和7年3月31日まで ※令和6年度が最終年度です!
特例措置の内容	上記期間内であれば、3回接種のうち未接種分を無料で接種することができます。 過去にワクチン接種歴があり、長期に接種を中断していた方は、残りの回数の接種を行います。(過去に接種歴のあるワクチンと同一のワクチンで接種を完了してください)

◎ 注意事項

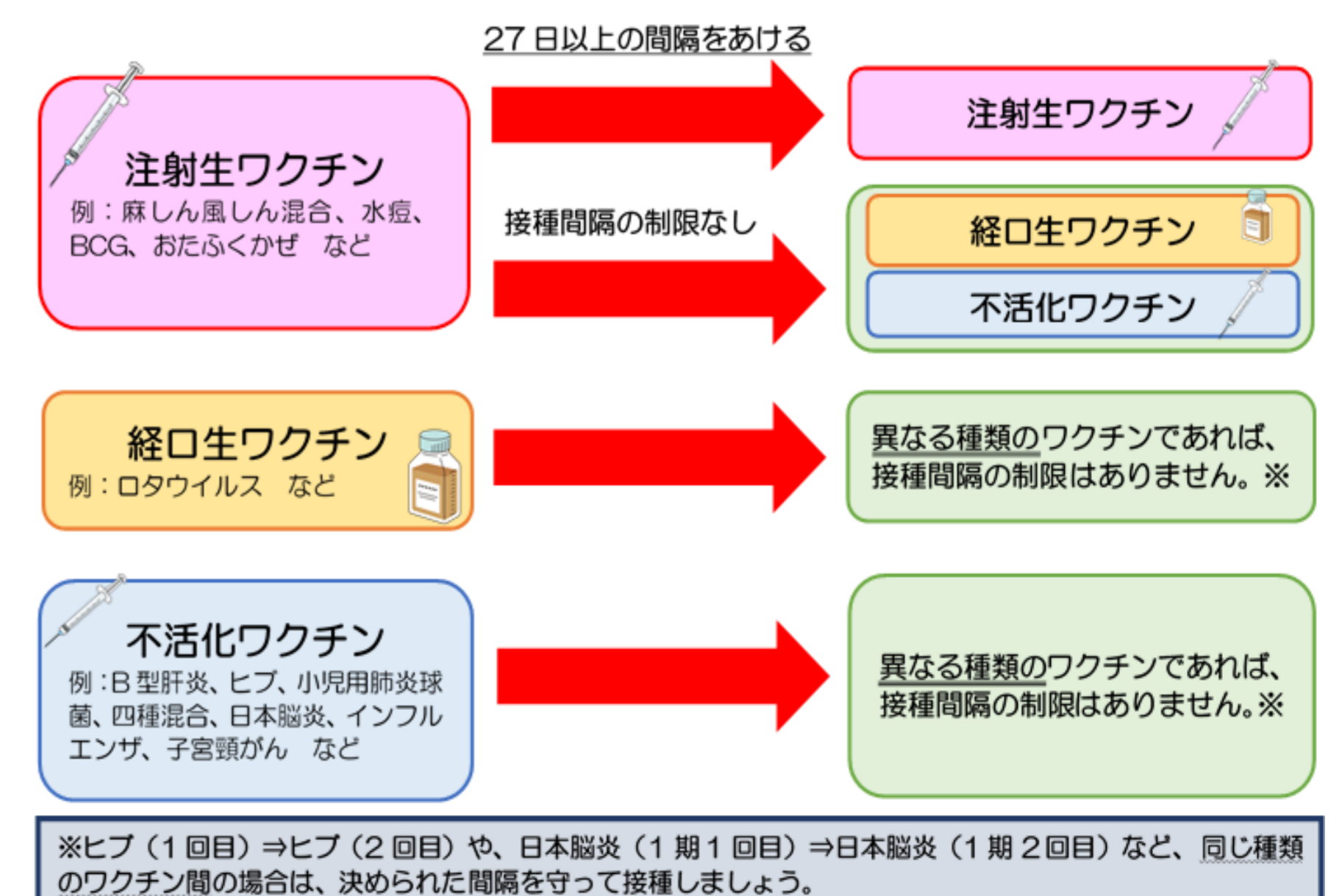
- 福島県内の指定医療機関であれば予防接種が受けられます。かかりつけ医にご相談ください。
- 予防接種予診票を紛失した時は、再交付の手続きが必要です。母子健康手帳を必ずお持ちのうえ、健康づくり課へお越しください。
- 里帰り出産などの理由により、県外での予防接種を希望する場合は、事前に手続きが必要です。
- 次の病気にかかった場合は、病気が治ってから一定の間隔をあけて接種しましょう。(次の病気にかかった人と接した場合も同じです。)
 - ・突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑、インフルエンザなど → 2週間あけて接種する
 - ・麻しん、風しん、おたふくかぜ、水ぼうそうなど → 4週間あけて接種する

◎ 異なる種類の注射生ワクチンを接種する場合の間隔 ～予防接種のワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあります。～

異なる種類の注射生ワクチンを別々に接種するときは、接種した日の翌日から起算して、別の種類の注射生ワクチンの接種を行う日まで

27日以上の間隔をあけましょう。

例:水痘(水ぼうそう)ワクチンを接種した後、麻しん風しん混合ワクチンを接種する場合は、27日以上の間隔をあけます。



❖お問い合わせ先❖ 天栄村健康保健センター(へるすぴあ) ☎ 0248(82)3800